

平成19年2月13日

日本産婦人科医会 御中

陣痛促進剤による被害を考える会  
代表 出元 明美  
〒794-0825 愛媛県今治市郷六ヶ内町 2-3-24  
TEL 0898-34-3140

### 堀病院の起訴猶予処分をめぐる日本産婦人科医会の声明に対する抗議文

「陣痛促進剤による被害を考える会」では、かねてより、内診は、助産行為に他ならず、医師・助産師以外の者による内診行為はすべて「保健師助産師看護師法違反」であり、安全なお産のためにあってはならないことだと強く訴えてまいりました。

この点においては、日本看護協会、日本助産師会、及び厚生労働省の見解も当会と同じであると認識しております。

ところが、日本産婦人科医会は横浜市の堀病院の起訴猶予処分を受けて、「厚生労働省看護課長通知を撤廃した上で、周産期医療の望ましい姿を策定し、その姿が実現できるよう努力する所存」などとする声明を発表いたしました。この声明は、起訴猶予処分を、あたかも医師・助産師以外による内診が違法ではないとお墨付きであるかのように曲解するものであり、また、地検に対して示した医会の見解とも大きく異なるものであり、到底看過することはできません。当会は、これに対して、強く抗議いたします。

横浜地検は1日、堀病院が行っていた准看護師・看護師による内診行為、人工破膜について、違法性を明確に認定しながらも看護師等の内診は周産期医療の構造的問題である等として「起訴猶予処分」といたしました。

横浜地検の起訴猶予処分によって、准看護師・看護師による内診行為が適法とされたわけでも、認められたわけでもありません。

家宅捜索当初、日本産婦人科医会と日本産科婦人科学会は「(子宮口全開後の)分娩第2期ならば遺憾」としながらも、「分娩1期なら捜査は不当」との見解を示し、堀病院を全面的に擁護すると発表しました。

しかし、その後、神奈川県警、横浜地検の捜査により、堀病院では1000人以上の妊産婦に対して分娩第1期、第2期を通じて医師または助産師による内診が一度もなかった上に、看護師等が人工破膜まで行ったり、分娩第1期はおろか、いきませる等、分娩直前まで医師、助産師不在の医療が日常的に行われていた事実が判明し、医会の意とすることとは大きな開きがあることが明らかになりました。

なお、医会は、「人工破膜が行われていたことは把握していない」とコメントしています

が横浜地検は、堀病院が看護師等に人工破膜までやらせていたことを、記者発表の場で認めています。よって医会は、早急に聞き取りを行い、公表すべきであると考えます。

日本産婦人科医会にとっては、横浜地検から知らされた堀病院の分娩の実態は、医会の想像をはるかに超えたものであり、数々の違法を目の当たりにすることとなったはずです。

よって、地検に対しては、「堀病院がやっていたことは医会の見解からは逸脱しており、遺憾である。堀病院がやっていたような医師または助産師が直接関与しない形の内診を一切認めない新たなガイドラインを作る」と約束したと聞いていますが、もし、事実であるならば、外向きにはそのことを伏せ、堀病院に対する擁護を最後までやめなかったことは、問題であると言わざるを得ません。

横浜地検が堀病院を起訴猶予処分にしたのは、決して堀病院の実態を認めたものでも、医師・助産師以外の者による内診を認めたものでもなく、それが「違法」であることを明らかにした上で、無資格助産問題を、警察・検察の手からお産の現場に戻し、真に安全なお産のために、真の解決を求めるものです。今こそ、産婦人科医、私たち産む側、そして行政がこの問題と正面から向き合い、議論し、安全なお産のためにすべきことを確認し、早急を実現させねばなりません。

日本産婦人科医会はこのことをかみしめ、横浜地検に対して表明した遺憾の意とその内容を公表し、声明を撤回するとともに、妊産婦の安全を図るためには何をすべきかとの観点から、過去の数々の産科医療被害を活かし学ぶ視点を持つと共に、産む側の意見も取り入れた上で、内診を含む分娩監視に関する新たなガイドライン作成に早急に取り組むことを要請いたします。

以上